令和5年余市町議会第1回定例会会議録(第6号)

開 議 午前10時00分 閉 会 午後 2時31分

〇招 集 年 月 日

令和5年3月6日(月曜日)

〇招集の場所

余市町議事堂

〇開 議

令和5年3月24日(金曜日)午前10時

O出 席 議 員 (18名)

余市町議会議長 3番 中 井 寿夫 余市町議会副議長 土 屋 美奈子 8番 余市町議会議員 野 呂 栄 1番 豊 IJ 2番 吉 田 IJ 4番 藤 野 博 5番 内 海 博 IJ 庄 IJ 6番 巖 龍 Щ 本 IJ 7番 正 行 IJ 9番 岸 本 好 且 10番 彫 谷 吉 英 茅 根 英 昭 11番 IJ 藤 IJ 12番 近 徹 哉 IJ 13番 安 久 莊一郎 14番 大 物 翔 IJ 15番 中 谷 栄 利 IJ 16番 白 Ш 栄美子 IJ IJ 17番 寺 田 進

18番

伊

藤正明

〇欠 席 議 員 (0名)

〇出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔 町 副 長 邊 渡 郁 尚 総 務 部 長 髙 橋 伸 明 務 課 総 長 増 田 豊 実 画 政 策 課 長 部 弘 亨 企 团 地域協働推進課長 北 島 光 貴 財 政 課 長 髙 田 幸 樹 税 務 課 長 中 島 豊 民 生 長 原 道 部 篠 憲 福 祉 課 長 中 島 紀 孝 芹 子育て・健康推進課長 Ш かおり 保 険 課 長 橋 端 良 平 環 境 対 策 課 長 大 森 直 也 農 林 水 奈 良 産 課 長 論 観 黒 雅 文 商 工 光 課 長 小 千 建 設 水 道 部 長 葉 雅 樹 建 設 課 成 田 文 明 まちづくり計画課長 庄 木 淳 下 水 道 課 樋 П 正 人 道 課 之 水 長 紺 谷 友 会計管理者 (併) 会計課長 須 貝 達 哉 農業委員会事務局長 濱 Ш 龍 教育委員会教育長 坂 伸 前 也 教 育 部 中 村 利 美 学 校 教 育 課 長 内 田 真樹子 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長 石川智子

〇事務局職員出席者

 事 務 局 長 羽 生 満 広

 主 幹 枝 村 潤

 主 任 細 川 雄 哉

〇議 事 日 程

- 第 1 令和5年余市町議会第1回定例会付 託 議案第 1号 令和5年度余市 町一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 令和5年度余市町介 護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 令和5年度余市町公 共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 令和5年度余市町水 道事業会計予算(以上6件、令和5 年度余市町各会計予算特別委員会審 査結果報告) 行政報告
- 第 7 議案第11号 余市町個人情報保護 法施行条例案
- 第 8 議案第12号 余市町個人情報保護 審查会条例案
- 第 9 議案第15号 余市水産博物館条例 の一部を改正する条例案
- 第10 議案第16号 余市町特定教育・保 育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例案
- 第11 議案第17号 余市町放課後児童健 全育成事業の設備及び運営に関する

- 基準を定める条例の一部を改正する 条例案
- 第12 議案第18号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第19号 余市町子ども・子育 て会議条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第20号 余市町国民健康保険 条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第21号 余市町農業振興協議 会条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第22号 余市町過疎地域持続 的発展市町村計画の変更について
- 第17 議案第23号 余市町公共下水道余 市下水処理場し尿等受入施設の建設 工事委託に関する基本協定の一部を 変更する協定について
- 第18 議案第24号 余市町固定資産評価 審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
- 第19 議案第25号 余市町固定資産評価 審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
- 第20 議案第26号 余市町固定資産評価 審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
- 第21 議案第27号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第22 議案第28号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第23 議案第29号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第24 議案第30号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第25 議案第31号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第26 議案第32号 余市町政治倫理審査

会委員の選任について

- 第27 議案第33号 余市町政治倫理審査 会委員の選任について
- 第28 議案第34号 余市町教育委員会教 育長の任命につき同意を求めること について
- 第29 発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例案
- 第30 発議案第2号 余市町議会委員会条 例の一部を改正する条例案
- 第31 意見案第1号 認知症の人も家族も 安心な社会の構築を求める要望意見 書
- 第32 意見案第2号 新型コロナウイルス 感染症の後遺症の方々の日常を守る 取組の強化を求める要望意見書
- 第33 意見案第3号 アスベスト被害を抑 える対策の強化を求める要望意見書
- 第34 意見案第4号 新型コロナウイルス 感染症の感染症法上の位置づけを5 類に移行しても、医療機関や感染者 への公的支援が後退しないことを求 める要望意見書
- 第35 意見案第5号 国立病院の機能強化 を求める要望意見書
- 第36 意見案第6号 LGBTQに関する 差別を解消し、人権を守る法整備を 求める要望意見書
- 第37 意見案第7号 岸田政権が進める大 軍拡・大増税に反対する要望意見書
- 第38 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

O議長(中井寿夫君) ただいまから令和5年余 市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立

いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

O議長(中井寿夫君) 3月22日に議会運営委員 会が開催されましたので、その結果について委員 長からの報告を求めます。

O16番(白川栄美子君) 3月22日、委員会室に おきまして議会運営委員会が開催されましたの で、その審議経過並びに結果につきまして私から ご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊 副町長、髙橋総務部長、増田総務課長の出席があ りましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加 案件についてであります。新たに追加されました 案件は、委員会審査結果報告6件、議案11件、発 議案2件、意見案7件、閉会中の継続審査調査申 出について、他に行政報告であります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、 省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。 令和5年余市町議会第1回定例会付託に関わる 日程第1、議案第1号 令和5年度余市町一般会 計予算ないし日程第6、議案第6号 令和5年度 余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件に つきましては、一括上程の上、令和5年度余市町 各会計予算特別委員会審査結果報告でありますの で、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第24号ないし日程第20、議案第26号、以上3件につきましてはいずれも余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであり、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第27号ないし日程第27、議案第 33号、以上7件につきましてはいずれも余市町政 治倫理審査会委員の選任についてであり、関連が ありますので、一括上程の上、即決にてご審議い ただくことに決しました。

日程第28、議案第34号 余市町教育委員会教育 長の任命につき同意を求めることについてにつき ましては、即決にてご審議いただくことに決しま した。

日程第29、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第30、発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第31、意見案第1号 認知症の人も家族も 安心な社会の構築を求める要望意見書ないし日程 第37、意見案第7号 岸田政権が進める大軍拡・ 大増税に反対する要望意見書までの意見案7件に つきましては、議員発議でありますので、それぞ れ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第38、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

〇議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりま した。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案11件、発議案2件、意見案7件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案11件、発議案2件、意見案7件、閉会中の継続審査調査

申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、 議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表 のとおりであります。

〇議長(中井寿夫君) 今期定例会において付託 に関わる日程第1、議案第1号 令和5年度余市 町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和5 年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議 案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会 計予算、日程第4、議案第4号 令和5年度余市 町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案 第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計予 算、日程第6、議案第6号 令和5年度余市町水 道事業会計予算の以上6件を一括議題といたしま す。

この際、令和5年度余市町各会計予算特別委員 会委員長からの審査結果の報告を求めます。

○6番(庄 巖龍君) 今期定例会において令和 5年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関 わる議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算 外5件について、その審査の経過並びに結果につ いてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和5年3月13日開催の本会 議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員 長の選任が行われた結果、委員長に不肖私庄が、 副委員長に山本委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の 出席状況については、お手元にご配付の委員会審 査結果報告書に記載のとおりでございます。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、 議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算につ いては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可 決されました。 次に、議案第2号 令和5年度余市町介護保険 特別会計予算については、採決の結果、起立多数 で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和5年度余市町国民健康 保険特別会計予算については、採決の結果、起立 多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度余市町後期高齢 者医療特別会計予算については、採決の結果、起 立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和5年度余市町公共下水 道特別会計予算については、採決の結果、起立多 数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度余市町水道事業 会計予算については、採決の結果、起立多数で原 案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和5年度余市町各会計予 算特別委員会の審査結果の報告といたします。

〇議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりま した。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。 あらかじめ討論の申出がありますので、発言を 許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。 〇15番(中谷栄利君) 日本共産党議員団を代表 して、令和5年度余市町一般会計予算案に対し反 対の立場から討論を行います。

今回の予算案は、町がこれまで住民合意を前提 に進めようとしていた町営斎場建て替え問題の現 地調査、都市公園予定地に関するこれまでの方針 を翻し、住民合意を得る前に早ければ5月頃をめ どに地質調査を実施するための予算を計上するな ど、これまでの自分たちの言い分までもほごにし て、結論ありきで強引に調査を行おうとする危険 な内容を含んでいました。さらに、委員会での質 疑を通じてこの調査は僅か3か所程度、しかも建 屋を建てる場所を探るための地盤調査であるとい うことも明らかになり、都市公園予定地一帯の土 地の形状がどのようになっているのかを調べよう とするものではありません。日本共産党議員団は、 こうした行政の論理を優先して、住民の気持ちを 顧みない姿勢を容認することはできませんし、住 民との協働をうたう自治基本条例を持つ町なの に、協働の在り方を豊かに発展させようとする理 念の真逆をいく行動を取り続けること自体が住民 の分断をあおり、ますますこの町がばらばらにな っていく原因をつくっていると言わざるを得ません

また、行財政の運営についても本来は他の自治 体に納められるはずだったお金を努力の名の下に 集めたふるさと納税頼みの色彩が強まっており、 町が目指す持続可能な町政の言葉とは裏腹に不安 定さといびつさが増している予算編成となってい ました。ふるさと納税については、昨今の物価高 や2024年問題とも呼ばれる物流業界の働き方改革 などによる規制導入などで物流費も高騰する可能 性が高いなど、お返し目当ての人からのお金集め は大きな曲がり角を迎える可能性が高まっていま す。私たちは、常々この制度が持つ根本的な問題 を指摘し続けてきました。ふるさと納税によって 集められるお金というものは、本来は寄附者が住 む自治体に納めるはずであった税金になるはずだ ったお金です。国は交付税措置である程度補填す る仕組みを取っていますが、それでも25%相当の お金は補われることはありません。結局は自治体 が人の町のお金を奪い合っているにすぎず、自治 体を潰し合うことに自らのめり込むことになって いるのであって、これこそ持続可能性が怪しいも のです。町はどうしてもこの制度の活用をやめな いというのであれば、従来のお返し目当ての人々 とは別にせめて返礼品を求めない人々を増やして

いく取組を行うべきではないかとも提案しましたが、町にはその考えは全くないことが改めて明らかになりました。これは、結局長期的に見れば余市ブランド、言い換えれば品格を毀損する行為であると言わざるを得ません。自治体が必要とする財源を国が交付税の形で補償する、この原則がねじ曲げられ続けるから、地方衰退はますます進むのです。そこに公然と立ち向かい、ならぬものはならぬと筋を通せてこそ国の悪政から住民を守らなければならない自治体の本分が果たせるというものではないでしょうか。

以上、そのような視点を踏まえた結果、私たちは本予算案に反対します。

各議員の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(中井寿夫君) 次に、賛成討論の発言を 許します。

O11番(茅根英昭君) 令和5年度一般会計予算 (案)、賛成討論を行います。明政会。

令和5年第1回定例会において上程されました 令和5年度余市町一般会計予算(案)につき明政 会を代表して、賛成討論を行います。世界的な新 型コロナウイルス感染症パンデミックのさなか、 国際秩序の根幹を揺るがしたロシアによる主権国 家であるウクライナへの侵略は世界経済を混乱に 渦巻き、巻き込み、その影響は日本経済にも及び、 歴史的な円安や物価の高騰など国民生活に大きな 影響を及ぼしております。そのような社会情勢の 中で編成されました令和5年度余市町一般会計予 算、総額は98億円で、当初予算としては平成11年 度当初予算の100億円に次ぐ大きな予算額になっ ております。令和4年度当初予算と比較いたしま すと5億5,000万円、率にすると5.9%の増となっ ております。令和5年度の財源見込額を見ると、 歳入では町税、地方交付税、分担金及び負担金、 各基金等からの繰入れが約6億円の増加の一方 で、歳出は総務費、土木費で約6億9,000万円の増 加となっております。予算規模の拡大は、後年の 予算編成に大きな影響を及ぼす可能性があります。過去に大型予算の後年に赤字予算の編成を余儀なくされたこともあることも十分に考慮していただきたいと思います。少子高齢化に伴う人口減少の中、自治体としての持続性を確保するための財政規律が厳しく求められます。

当初予算案の策定には策定時点で予測される収入と支出の全てを予算に計上しなければならないというのが地方自治法第210条の総計予算主義の原則です。総計予算主義の原則で最も注意すべきは、内容に意図的な調整が行われていないかであります。また、予算は収入総額、歳入と支出の総額、歳出を同額にしなければなりません。必然的に支出総額は収入総額の限度となります。収入総額、歳入の考え方として町税など確実に現金収入されるものの範囲との考えもありますが、必要不可欠な資金調達の方法として健全な町債の活用、年度間の収入のばらつきを調整する等の目的で積み上げられた財政調整基金、特定目的のため積み立てられた特定目的基金、特にふるさと応援寄附金等の活用も財政運営には欠かせません。

こうした広範囲な資金や現金の調達手段を活用することが公共経営であり、重要なのは財政全体のバランスを崩さないことです。今予算では、財政調整基金から1億5,000万円、減債基金から2,000万円、公共施設建設整備基金から約1,000万円、ふるさと応援寄附基金から約4億5,000万円繰入れされており、基金からの繰入れ総額は約6億3,000万円となっております。その財源の約71%はふるさと応援寄附金であり、財政規律を保つための貴重な財源となっております。平成30年に齊藤町長が就任以来、ふるさと応援寄附金の獲得のために様々な施策が実行されております。法律の定める範疇でふるさと応援寄附金の獲得の努力を続けることは何ら批判を受けることではなく、職員一同のその努力は評価に値します。

令和5年度の当初予算は、財政の弾力性を表す

経常収支比率が臨時財政対策債を含めないで 96.7%、臨時財政対策債を含めた経常収支比率は 96.1%で、財政の硬直化に大きな変化は見られませんが、齊藤町長が就任以降決算ベースでは着実に改善の兆しが見られます。町長はじめ職員が持続可能な財政運営を心がけた結果であり、その努力は評価に値すると考えます。財源の行き渡りの調整を行う地方交付税の一部である臨時財政対策債も活用しながら、財源不足には物件費、扶助費、人件費等の圧縮、削減によって歳出を抑えるなどして、財政の健全化をこれからも図るべきと考えます。

予算編成の絶対条件である歳入歳出の将来に向けての政策、施策の体系の関連など説明が十分でないと思います。また、私たち議員も議会の議決科目は地方自治法第216条の規定により款、項であって、町の執行科目である目、節に及ばないことを十分に理解する必要があります。将来に関する説明を求めないで町の執行科目である目、節、事務事業レベルの説明を故意的に求め、支出をしないか考察する必要があると思います。

健全財政と不健全財政の線引きをはっきりとして、正しいことの積み重ねが間違った結果を生んでしまう合成の誤謬は絶対に許されないものであります。まちづくりのための選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドでなく、ビルド・アンド・スクラップの手法を採用し、よりよい余市の実現のため齊藤町長はじめ職員の皆様に大いに期待をしております。

以上、令和5年度余市町一般会計予算(案)の 審議経過を踏まえたとき賛成すべきであるという 結論に至ったものであります。議員各位の賛同を お願いいたします。

以上、明政会の賛成討論を終わります。

○議長(中井寿夫君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和5年度余市町介護保 険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しま した。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和5年度余市町国民健 康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決 しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和5年度余市町後期高 齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり 決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和5年度余市町公共下 水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長(中井寿夫君) 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

〇町長(齊藤啓輔君) し尿収集料金の改定について行政報告を申し上げます。

し尿収集料金につきましては、北後志衛生施設組合し尿清掃条例に基づき決定されており、北後志管内における現行料金は令和2年7月1日に改定したところですが、原油価格等の高騰によりし尿処理に要する経費が増加しているため、現行料金をもって安定的なし尿収集業務は困難との判断の下、北後志5か町村でし尿収集料金の在り方について協議、検討が重ねられ、去る令和5年2月20日開会の北後志衛生施設組合第1回定例会において北後志衛生施設組合し尿清掃条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決され、令和5年7月1日から料金改定されることとなりました。

料金改定の内容につきましては、1リットル当たりの収集運搬手数料、税抜き6.5円を0.5円引き上げ7.0円に、処理手数料、税抜き0.5円を0.1円引き上げ0.6円と改定されたところであり、上昇率は8.6%となります。

以上、し尿収集料金の改定についての行政報告といたします。

O議長(中井寿夫君) 以上で町長からの行政報告を終わります。

〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第11号 余市町個人情報保護法施行条例案、日程第8、議案第12号 余市町個人情報保護審査会条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま一括上程に なりました議案第11号 余市町個人情報保護法施 行条例案及び議案第12号 余市町個人情報保護審 査会条例案につきまして、提案理由のご説明を申 し上げます。

このたびご提案いたします条例については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により個人情報の保護に関する法律が改正され、この改正により国の行政機関、独立行政法人等民間事業者及び地方公共団体等における別個の規律で運用されていた個人情報保護制度の法体系が一元化され、令和5年4月1日から本町にも法が直接適用されるところであり、法の中で条例に委任された事項等を定めるための余市町個人情報保護法施行条例の制定と、それに伴い現行の余市町個人情報保護条例が廃止されることから、新たに個人情報保護制度に係る重要事項について審議する機関を設置する必要があるため、余市町個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町個人情報保護法施行条例 案。

余市町個人情報保護法施行条例を次のとおり制 定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町個人情報 保護法施行条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法 において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委 員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理 者の権限を行う町長をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求にかかる手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、 当該写しの作成及び送付に要する費用を負担する ものとする。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、余市町個人情報保護審査会条例(令和 年余市町条例第号)第1条に規定する余市町個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(余市町個人情報保護条例の廃止)

第2条 余市町個人情報保護条例(平成12年余 市町条例第32号。以下「旧条例」という。)は、 廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条の2 の規定によるその業務に関して知りえた旧条例第 2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他の人に知らせ、又は 不当な目的に使用してはならない義務について は、この条例の施行後も、なお従前の例による。 次のページをお開き願います。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条 第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」 という。)の職員である者又はこの条例の施行前 において旧実施機関の職員であった者のうち、こ の条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従 事していたもの
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していたもの
- 2 この条例の施行前に旧条例第11条、第20条、 又は第23条の3の規定による請求がされた場合に おける旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及 び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に関する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の 職員である者又はこの条例の施行前において旧実 施機関の職員であった者
 - (2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して 知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が 保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有 個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第 三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用 したときは、50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定 がその効力を失う前にした違反行為の処罰につい ては、その失効後も、なお従前の例による。

続きまして、議案第12号 余市町個人情報保護 審査会条例案。

余市町個人情報保護審査会条例を次のとおり制

定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町個人情報 保護審査会条例。

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 及び余市町議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 年余市町条例第 号)に基づく個人情報 保護制度に係る重要事項について審議するため、 余市町個人情報保護審査会(以下「審査会」とい う。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による 諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 余市町個人情報保護法施行条例(令和年余市町条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 余市町議会の個人情報の保護に関する 条例第45条又は第50条の規定による諮問に応じ調 査審議すること。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報に関する事項について、実施機関(個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。)及び議会(以下「実施機関等」という。)の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、個人情報保護に関し識見を有する 者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨

げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。

次のページをお開き願います。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、 実施機関等の長に対し、開示請求に係る個人情報 の提示を求めることができる。この場合において は、何人も、審査会に対し、その提示された個人 情報の開示を請求することができない。

- 2 実施機関等の長は、審査会から前項の規定 による求めがあったときは、これを拒んではなら ない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、参加人、実施機関等の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(提出資料の閲覧)

第7条 審査請求人及び参加人は、実施機関等に対し、実施機関等が審査会に提出した意見書又は資料の閲覧若しくは当該意見書又は資料の写しの交付を求めることができる。この場合において、実施機関等は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができな

V10

2 実施機関等は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。 (季任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に個人情報保護法施 行条例附則第2条の規定による廃止前の余市町個 人情報保護条例(平成12年余市町条例第32号。以 下「旧条例」という。)第27条第1項の規定によ り町に置かれた余市町個人情報保護審査会の委員 である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)に、第3条第2項の規定による委嘱を 受けたものとみなす。この場合において、当該委 員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令 和6年3月31日までとする。
- 3 施行日前に旧条例第26条第2項又は第27条 第2項の規定による諮問がされた場合における旧 条例に規定する調査審議については、なお従前の 例による。

以上、一括上程されました議案第11号及び第 12号につきまして提案理由をご説明申し上げまし たので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお 願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わり ました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第11号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町個人情報保護法施 行条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町個人情報保護審査 会条例案は、原案のとおり可決されました。 〇議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第15号 余 市水産博物館条例の一部を改正する条例案を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま上程されま した議案第15号 余市水産博物館条例の一部を改 正する条例案について、提案理由をご説明申し上 げます。

近年博物館に求められる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため法律の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等を見直すなど、これからの博物館がその求められる役割を果たしていくための規定を整備する目的で博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されます。これに伴い、余市水産博物館条例につきましても改正が必要となることから、余市水産博物館条例の一部を改正する条例案についてご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。 議案第15号 余市水産博物館条例の一部を改正 する条例案。

余市水産博物館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市水産博物館 条例の一部を改正する条例。

余市水産博物館条例(昭和44年余市町条例第 10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「他の博物館との資料の貸借、刊行物及び情報の交換等」を「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、

公開すること。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第15号 余市水産博物館条例の一部 を改正する条例案につきまして提案理由をご説明 申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜 りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして余市水産博物館 条例の一部を改正する条例案新旧対照表を添付し てございますので、後刻ご高覧賜りたいと存じま す。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 今回の大きな改正の部分でございます第6号にもともと書いてあった他の博物館との資料の貸借、刊行物及び情報の交換等という部分を書き換えるということなのですが、最初のほうに博物館資料の電磁化ということは記録作成、公開しなさいということは明記しておるのだけれども、では従来の電磁記録ではないものの交換だとか提供という部分というのは新しい条例に変わる際にどこでそれを保障する仕組みに、条文上立てつけになるのか、その辺お願いいたします。

〇社会教育課長(浅野敏昭君) 14番、大物議員 のご質問に答弁いたします。

ただいまご指摘のありました電磁的記録以外の 資料の提供、貸借につきましてでございますが、 こちらにつきましては従前どおり当然資料の貸借 というものは行われますが、ここに明示している ところというものがございませんけれども、博物 館法第2条のほうに博物館の機能として資料の調 査、収集、教育普及など行うというところで書か れてございますので、国の博物館法におきますそ ちらの法律にのっとって私どもは電磁記録以外の 資料の調査、収集、資料の貸借などというものを 行ってまいりたいというふうに考えておりますの で、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしま す。

O14番(大物 翔君) では、大本の法律のほうでしっかり明記されているから、それに基づいてやるのだよと。つまり今回その文言がなくなったところでこれまでやってきたことと全く同じことは妨げられるものではないとしっかり法の下に保障されているから、要請があった場合はそれに今までどおり対応するということでよろしいのですね。

○社会教育課長(浅野敏昭君) 14番、大物議員 の再度のご質問に答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、国の法律の中で行っていることにつきまして市町村立の博物館につきましても同様の機能をこれからも維持していくということでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市水産博物館条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) 日程第10、議案第16号 余 市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O子育で・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第16号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁 設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 及びこども基本法の施行に伴い特定教育・保育施 設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令 の一部が改正されることから、本町条例について も同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、懲戒権限の濫用禁止規定の削除等所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第16号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年 余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」 を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条 第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2 号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」 に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を 「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第 3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第 19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1 項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」 を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第 19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」 に改める。

第13条第4項第3号中「第19条第1項第1号」 を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」 を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第 1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第 19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第 19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1 項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第1号」を「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1号」を「第19条第2号」に改める。

次のページをお開きください。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

以上、議案第16号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付いたしておりますので、ご高覧いただき ますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第11、議案第17号 余 市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例案を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇子育で・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第17号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、放課後児童健全育成事

業所における安全計画の策定、感染症等の予防、 蔓延防止に必要な措置の明確化、自動車を運行す る場合の所在の確認等の規定の追加、支援員配置 基準の緩和等、所要の改正を行うものでございま す。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第17号 余市町放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。余市町放課後児 童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例 第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、 安全計画について周知するとともに、前項の研修 及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安 全の確保に関して保護者との連携が図られるよ

- う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容 等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第2項ただし書中「、その1人を除き」を「、放課後児童支援員の確保が困難である場合は」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第2項の規定にかかわらず、一の支援の単位の利用者の数が20人以下となる時間帯において、利用者の安全確保方策が図られているときに限り、放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。ただし、放課後児童支援員の確保が困難である場合は、補助員をもって代えることができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

次のページをお開きください。

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなけれ ばならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業 務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん 延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改 める。

附則第2条中「平成32年」を「令和7年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、この条例による改正後の余市町放課後 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例第6条の2の規定の適用については、 同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ず るよう努めなければ」と、同条第2項中「実施し なければ」とあるのは「実施するよう努めなけれ ば」と、同条第3項中「周知しなければ」とある のは「周知するよう努めなければ」とする。

以上、議案第17号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付いたしておりますので、ご高覧いただき ますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町放課後児童健全育 成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決さ れました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第18号 余 市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例案を議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

O子育で・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第18号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業等にお ける安全計画の策定、感染症等の予防及び蔓延防 止に必要な措置の明確化等の規定の追加、懲戒権限の濫用禁止規定の削除等、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第18号 余市町家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。余市町家庭的保 育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7 条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全 計画について周知するとともに、前項の研修及び 訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全 の確保に関して保護者との連携が図られるよう、

保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に ついて周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画 の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を 行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行 う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条た だし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん 延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改 める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行す

る。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から 施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の余市町家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第7条の3第2項の規定の適用については、家庭 的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的 とした自動車を日常的に運行する場合であって、 当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内 の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下こ の項において「ブザー等」という。)を備えるこ と及びこれを用いることにつき困難な事情がある ときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車 にブザー等を備えないことができる。この場合に おいて、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を 日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー 等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在 の確認を行わなければならない。

以上、議案第18号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付いたしておりますので、ご高覧いただき ますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を 省略することに決しました。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、議案第19号 余 市町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第19号 余市町子ども・ 子育て会議条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁 設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 及びこども基本法の施行に伴い子ども・子育て支 援法の一部が改正されることから、本町条例につ いても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、引用条文の整備でござ います。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第19号 余市町子ども・子育て会議条例の 一部を改正する条例案。

余市町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。余市町子ども・ 子育て会議条例の一部を改正する条例。

余市町子ども・子育て会議条例(平成25年余市

町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付いたしておりますので、ご高覧いただき ますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町子ども・子育て会 議条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり 可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第14、議案第20号 余

市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O保険課長(橋端良平君) ただいま上程されま した議案第20号 余市町国民健康保険条例の一部 を改正する条例案につきまして、その提案理由を ご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日より施行されることに伴いまして余市町国民健康保険条例につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、出産育児一時金の基礎支給額について現行の40万8,000円から48万8,000円に引上げを行うものでございます。これにより令和5年4月からの出産育児一時金の支給総額といたしましては産科医療補償制度に加入している分娩機関での対象分娩の場合は50万円に、それ以外の場合につきましては48万8,000円に引き上げられることとなるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第20号 余市町国民健康保険条例の一部を 改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例 を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町国民健康 保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例(昭和35年余市町条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行す

る。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者 に係る余市町国民健康保険条例第6条の規定によ る出産育児一時金の額については、なお従前の例 による。

以上、議案第20号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付 してございますので、ご高覧賜りますようお願い 申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町国民健康保険条例 の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決さ れました。

諸会議の開催、さらに昼食を含め午後1時30分

まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時30分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) 日程第15、議案第21号 余 市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O農林水産課長(奈良 論君) ただいま上程されました議案第21号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案いたします条例案につきましては、 余市町農業振興協議会の委員を委嘱している団体 のみなみ北海道農業共済組合後志支所は道内5つ の農業共済組合が合併し、北海道農業共済組合が 設立され、令和4年4月1日をもって北海道農業 共済組合みなみ統括センター後志支所となること に伴い、関係機関、団体の名称を変更する条例案 をご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第21号 余市町農業振興協議会条例の一部 を改正する条例案。

余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次ページをお開き願います。余市町農業振興協 議会条例の一部を改正する条例。

余市町農業振興協議会条例(昭和60年余市町条 例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「みなみ北海道農業共済組合後志支所」 を「北海道農業共済組合みなみ統括センター後志 支所」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第21号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付しておりますので、ご高覧いただきます ようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町農業振興協議会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第16、議案第22号 余 市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更につい てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇企画政策課長(阿部弘亨君) ただいま上程さ

れました議案第22号 余市町過疎地域持続的発展 市町村計画の変更についてにつきまして、提案理 由のご説明を申し上げます。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画につきま しては、令和3年度から令和7年度までの5か年 間を計画期間として、過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づ き本町における計画を策定し、議決をいただいた ところでございます。当該計画を変更する場合に は、特別措置法第8条第10項の規定に基づき当該 自治体議会の議決を経た上で、主務大臣に計画を 提出することとされており、当該計画に登載され た事業につきましては過疎対策事業債の申請が可 能となるものでございます。今般の変更につきま しては、来年度以降において実施する事業につい て新たに計画に追加及び登載事業の事業内容を変 更いたしたく、余市町過疎地域持続的発展市町村 計画の変更についてご提案を申し上げるものでご ざいます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第22号 余市町過疎地域持続的発展市町村 計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町過疎地域 持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の(3) 計画の表の4 交通施設の整備、交通手段の確保 の部(8)道路整備機械等の款に次のように加え る。

除雪作業車等保管倉庫建設事業、余市町。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の(3)

計画の表の4 交通施設の整備、交通手段の確保の部(9)過疎地域持続的発展特別事業の款公共交通の項中「協会病院バス路線運行維持」を「町内交通確保」に、「協会病院線バス運行事業者への助成」を「町内交通確保のため、事業者等への助成・負担」に改める。

以上、上程されました議案第22号につきまして 提案理由をご説明申し上げましたので、よろしく ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上 げます。

なお、参考資料として計画に係る新旧対照表を 添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じ ます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第22号 余市町過疎地域持続的発 展市町村計画の変更については、原案のとおり可 決されました。 〇議長(中井寿夫君) 日程第17、議案第23号 余 市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の 建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する 協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O下水道課長(樋口正人君) ただいま上程されました議案第23号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和4年6月開催の第2回余市町議会定例会に おきまして議決いただきました余市町公共下水道 余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に 関する基本協定の内容の一部につきまして、議会 の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、広域化、共同化事業に係るし尿等受入れ施設の建設工事につきまして、3か年の事業を日本下水道事業団との基本協定により工事の設計から施設の引渡しまでを一括委託しておりますが、日本下水道事業団によります土木建築工事の入札を実施いたしたところ、急激な物価上昇等に伴いまして設計金額と入札金額の乖離により不落札となりましたことから、今般全体事業費の見直しを行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第23号 余市町公共下水道余市下水処理場 し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定 の一部を変更する協定について。

令和4年6月27日議決の委託協定締結について、次のとおり協定事項の一部を変更したいので議会の議決を求める。

令和5年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町公共下水 道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託 に関する基本協定の一部を変更する協定につい て。

令和4年6月27日議決の、委託協定締結「余市 町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設建設 工事委託に関する基本協定」事項の一部を次のよ うに変更する。

記。

第3号協定金額の部分中「金 15億500万円」を 「金 18億2,500万円」に改める。

以上、議案第23号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号 余市町公共下水道余市下 水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する 基本協定の一部を変更する協定については、原案 のとおり可決されました。 〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第18、議案第24号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第19、議案第25号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第20、議案第26号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第18ないし日程第20を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程になりました議案第24号ないし議案第26号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本町固定資産評価審査委員会委員につきましては、農業関係者、漁業関係者、 商工業関係者より1名ずつ、計3名の委員を町議会の同意をいただき選任をいたしているところでございますが、本年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、それぞれ各団体へ後任者の推薦をお願いいたしたところでございます。その結果、このたび農業関係者として余市郡余市町山田町414番地、広瀬寿夫氏を、漁業関係者として余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏を、商工業関係者として余市郡余市町栄町1076番地、小田寛氏の推薦をいただいたところでございます。

地方税法第423条 3 項には、固定資産評価委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得

て市町村長が選任するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町山田町414番地、広瀬寿夫氏、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏、余市郡余市町栄町1076番地、小田寛氏を余市町固定資産評価審査委員会委員として選任同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

広瀬寿夫氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町山田町414番地、昭和36年2月2日生まれでございます。職歴としましては、昭和54年から農業に従事し、現在に至っております。公職歴としましては、平成23年4月から余市町農業協同組合理事、令和2年4月には余市町固定資産評価委員会委員に就任され、現在に至っております。

次に、篠谷誠氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、昭和27年1月24日生まれでございます。職歴といたしましては、昭和40年から漁業に従事し、昭和43年から事業主として漁業を経営いたしております。公職歴としましては、平成17年6月から余市郡漁業協同組合理事、平成23年6月から余市郡漁業協同組合代表理事組合長、平成26年4月には余市町固定資産評価委員会委員に就任され、現在に至っております。

次に、小田寛氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町栄町1076番地、昭和25年6月30日生まれでございます。職歴といたしましては、昭和43年4月から農業に従事し、昭和55年1月から小田商店代表、平成2年5月から有限会社小田商店代表取締役、平成4年4月から有限会社北王よいち代表取締役、平成17年7月から株式会社産クラよいち代表取締役、平成18年8月から株式会社北王よいち代表取締役、平成18年8月から株式会社北王よいち代表取締役、令和2年11月から同代表取締役会長として現在に至っております。公職歴としましては、平成13年11月から平成22年10月まで余市町商工会議所議員、同年11月から令

和元年8月まで余市商工会議所常議員、同年同月には余市商工会議所副会頭に就任され、現在に至っております。また、平成26年4月から令和2年5月まで一般社団法人余市観光協会会長、平成26年4月から令和2年6月まで北後志観光連絡協議会会長、令和元年9月には余市町固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っています。

以上、3名の方々につきまして、その公職歴等を申し上げましたが、税務行政執行の上で固定資 産評価委員会委員として適任であると判断し、こ こにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗 読いたします。

議案第24号 余市町固定資産評価審査委員会委 員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を 選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に より議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町山田町414番地。氏名、広瀬寿夫。生年月 日、昭和36年2月2日生まれ。

議案第25号 余市町固定資産評価審査委員会委 員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を 選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に より議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町富沢町9丁目30番地。氏名、篠谷誠。生 年月日、昭和27年1月24日生まれ。

議案第26号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を 選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に より議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町栄町1076番地。氏名、小田寛。生年月日、昭和25年6月30日生まれ。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わり ま〕た

一括議題の議案3件について、これより質疑を 行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号 余市町固定資産評価審査 委員会委員の選任につき同意を求めることについ ては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第25号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号 余市町固定資産評価審査 委員会委員の選任につき同意を求めることについ ては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第26号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号 余市町固定資産評価審査 委員会委員の選任につき同意を求めることについ ては、原案のとおり同意可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会委員長から報告がありましたように、日程第21、議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第22、議案第28号 余市町政治

倫理審査会委員の選任について、日程第23、議案第29号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第24、議案第30号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第25、議案第31号余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第26、議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第27、議案第33号 余市町政治倫理審査会委員の選任についての以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第21ないし日程第27を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程になりました議案第27号から議案第33号につきまして、 提案理由をご説明申し上げます。

現在ご委嘱申し上げております余市町政治倫理 審査会委員の任期が本年3月31日をもって満了と なりますことから、令和5年4月1日から令和7 年3月31日までの2年間における余市町政治倫理 審査会委員7人の選任に当たりご同意賜りたく、 余市町政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき 今般ご提案申し上げる次第であります。

審査会の委員につきましては、政治倫理の審査 に関し専門知識を有する者として国立大学法人北 海道国立大学機構小樽商科大学教授を、さらには 地方自治法第18条の規定に基づく選挙権を有する 者として6名の方をそれぞれ人選いたしました。

7名の方々の氏名等を申し上げます。余市郡余 市町大川町1丁目96番地、伊藤勝也氏、余市町区 会連合会副会長をされてございます。小樽市新光 町324番地230号、岩本尚禧氏、小樽商科大学の教 授をされてございます。余市郡余市町大川町6丁 目14番地、杵淵瑞枝氏、余市町女性団体連絡協議 会会長をされてございます。余市郡余市町沢町5 丁目12番地4、隅本幸子氏、余市町明るい選挙推 進協議会委員をされてございます。余市郡余市町 大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、小樽人権擁 護委員をされてございます。余市郡余市町富沢町 2丁目21番地、平岩聖司氏、行政相談委員をされ てございます。余市郡余市町富沢町5丁目65番地、 平田進氏、余市町教育委員会委員をされてござい ます。以上の方々が政治倫理審査会委員として最 も適任であると判断いたしましたので、ここにご 提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町大川町1丁目96番地、氏名、伊藤勝也、 生年月日、昭和22年3月18日生まれ。

議案第28号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、小樽 市新光町324番地230号、氏名、岩本尚禧、生年月 日、昭和54年6月27日生まれ。

議案第29号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町大川町6丁目14番地、氏名、杵淵瑞枝、 生年月日、昭和16年12月16日生まれ。 議案第30号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町沢町5丁目12番地4、氏名、隅本幸子、 生年月日、昭和14年6月2日生まれ。

議案第31号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町大川町8丁目5番地、氏名、芳賀よう子、 生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町富沢町2丁目21番地、氏名、平岩聖司、 生年月日、昭和43年6月6日生まれ。

議案第33号 余市町政治倫理審査会委員の選任 について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の 規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町富沢町5丁目65番地、氏名、平田進、生 年月日、昭和24年9月20日生まれ。

以上、一括上程されました議案第27号から議案

第33号までにつきまして提案理由をご説明申し上 げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜り ますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案7件について、これより質疑を 行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第27号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第28号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号 余市町政治倫理審査会委 員の選任については、原案のとおり同意可決され ました。

次に、議案第29号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号 余市町政治倫理審査会委 員の選任については、原案のとおり同意可決され ました。

次に、議案第30号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号については委員会の付託を 異議なしと認めます。 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号 余市町政治倫理審査会委 員の選任については、原案のとおり同意可決され ました。

次に、議案第31号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号 余市町政治倫理審査会委 員の選任については、原案のとおり同意可決され ました。

次に、議案第32号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

よって、議案第32号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第33号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第28、議案第34号 余 市町教育委員会教育長の任命につき同意を求める ことについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりまし

た議案第34号 余市町教育委員会教育長の任命に つき同意を求めることについて、提案理由のご説 明を申し上げます。

本町の教育委員会教育長でございます前坂伸也 氏が3月31日をもちまして任期満了となることか ら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第1項の規定に基づき本定例会において選任 同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項には、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということになってございますので、今回議員各位のお手元に配付いたしてございます余市郡余市町大川町10丁目34番地48、前坂伸也氏を余市町教育委員会教育長として再度ご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

前坂伸也氏の職歴等について申し上げます。現 住所につきましては、余市郡余市町大川町10丁目 34番地48で、生年月日は昭和35年5月29日生まれ、 現在62歳でございます。職歴といたしましては、 昭和58年4月に余市町役場に奉職、平成9年4月 からは民生部住民課環境対策係長、平成12年4月 からは建設水道部住宅都市課公営住宅係長、平成 13年5月からは建設水道部維持管理課公営住宅係 長、平成14年4月からは民生部環境対策課廃棄物 対策係長、平成19年4月からは民生部環境対策課 主任技師、平成19年10月からは総務部企画政策課 主幹兼ねて行政改革推進課主幹、平成21年4月か らは余市町議会事務局次長、平成24年4月からは 兼ねて庶務係長、平成25年4月からは民生部環境 対策課長兼ねてクリーンセンター所長、平成27年 4月からは総務部長、平成31年4月からは民生部 長を歴任され、令和2年4月1日をもって余市町 教育委員会教育長に就任し、現在までご活躍いた だいている方でございます。

以上、職歴等を申し述べましたが、前坂伸也氏 が余市町教育委員会教育長として最も適任である と判断いたしましたので、ここにご提案申し上げ る次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第34号 余市町教育委員会教育長の任命に つき同意を求めることについて。

余市町教育委員会教育長に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。記、住所、余市 郡余市町大川町10丁目34番地48。氏名、前坂伸也。 生年月日、昭和35年5月29日生まれ。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、 よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い 申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号 余市町教育委員会教育長 の任命につき同意を求めることについては、原案 のとおり同意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

〇議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第29、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例案を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O16番(白川栄美子君) ただいま上程になりました発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました余市町議会の個人情報の保護に関する条例案は、これまで議会の個人情報保護については余市町が定める余市町個人情報保護条例に定める実施機関に含まれておりましたが、個人情報保護法の改正に伴い改正後において地方議会は法の対象外となることから、議会独自での個人情報保護に関する規律の策定が必要となるため、余市町議会が保有する個人情報について個人の権利を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とする本条例を制定するものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されており ますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号についてその内容のご説明 を申し上げましたので、議員各位におかれまして はよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願 い申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第30、発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O16番(白川栄美子君) ただいま上程になりました発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました条例の一部改正 につきましては、常任委員会の所管の改正でござ います。今期定例会において余市町部設置条例が 改正されたことに伴い常任委員会の所管について 協議がなされ、産業建設常任委員会の所管であり ました経済部を総合政策部に改めるものでござい ます。

なお、議案の朗読につきましては、各議員のお 手元に配付されておりますので、省略させていた だきます。

以上、発議案第2号 余市町議会委員会条例の 一部を改正する条例案につきまして提案理由のご 説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、 ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 余市町議会委員会条例 の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決さ れました。 〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第31、意見案第1号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める要望意見書、日程第32、意見案第2号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める要望意見書、日程第33、意見案第3号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める要望意見書、日程第34、意見案第4号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5類に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める要望意見書の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第31ないし日程第34を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 認知症の人も家族も安 心な社会の構築を求める要望意見書は、原案のと おり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 新型コロナウイルス感 染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求 める要望意見書は、原案のとおり可決されました。 次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 新型コロナウイルス感 染症の感染症法上の位置づけを5類に移行して も、医療機関や感染者への公的支援が後退しない ことを求める要望意見書は、原案のとおり可決さ れました。

○議長(中井寿夫君) 日程第35、意見案第5号 国立病院の機能強化を求める要望意見書を議題 といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第5号 国立病院の機能強化を 求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

O議長(中井寿夫君) 日程第36、意見案第6号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る 法整備を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第6号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第37、意見案第7号 岸田政権が進める大軍拡・大増税に反対する要 望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第7号 岸田政権が進める大軍 拡・大増税に反対する要望意見書は、否決されま した。

〇議長(中井寿夫君) 日程第38、閉会中の継続 審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、 閉会中の継続審査調査に付することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継 続審査調査に付することに決しました。

O議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て 終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第1回定例会 を閉会いたします。

閉 会 午後 2時31分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	3番	中	井	寿	夫
余市町議会議員	1番	野	呂	栄	<u>-</u>
余市町議会議員	2番	吉	田		豊
余市町議会議員	4番	藤	野	博	三